

# 武器及びその部分品等の輸出について

輸出注意事項56第5号・56貿局第38号

昭和56年2月2日 貿易局

最終改正 輸出注意事項17第2号・平成16・12・24

貿局第3号

平成17年1月20日 貿易経済協力局

武器及びその部分品等の輸出について、政府は、「武器輸出三原則」及び昭和51年2月27日に国会において表明した「武器輸出について」の政府方針(参考参照)に則り、厳格な運用を行っているところであります。

しかしながら、最近、我が国から韓国内の企業向けに輸出貿易管理令上砲の部分品と認められるものを通商産業大臣の承認を受けずに輸出するという事例が発生しました。

かかる事例の発生は、まことに遺憾であり、政府としては、上記方針に反して武器並びにその部分品及び附属品を輸出するようなことがあれば、今後とも断固たる姿勢で対処することとしております。

輸出者各位におかれては、このような政府の武器輸出に関する方針を十分御認識のうえ、いやしくも政府の方針に反することのないよう十分注意して下さい。

なお、輸出しようとする貨物が、輸出貿易管理令に基づき規制対象となっている武器等に該当するか否かについて疑義がある場合には、「特定貨物・役務取引等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について(お知らせ)」の規定に基づき、輸出しようとするものの依頼に応じ、回答しますので、念のためお知らせします。

(参考)

## 武器輸出について

昭和51年2月27日

### 1 政府の方針

「武器」の輸出については、平和国家としてのわが国の立場から、それによって国際紛争等を助長することを回避するため、政府としては、従来から慎重に対処しており、今後とも、次の方針により処理するものとし、その輸出を促進することはない。

(1) 三原則対象地域については、「武器」の輸出を認めない。

(2) 三原則対象地域以外の地域については、憲法及び

外国為替及び外国貿易管理法の精神にのっとり、「武器」の輸出を慎むものとする。

(3) 武器製造関連設備(輸出貿易管理令別表第1の第109の項など)の輸出については、「武器」に準じて取り扱うものとする。

### 2 武器の定義

「武器」という用語は、種々の法令又は行政運用の上において用いられており、その定義については、それぞれの法令等の趣旨によって解釈すべきものであるが、

(1) 武器輸出三原則における「武器」とは、「軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの」をいい、具体的には、輸出貿易管理令別表第1の第197の項から第205の項までに掲げるもののうちこの定義に相当するものが「武器」である。

(2) 自衛隊法上の「武器」については、「火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置等」であると解している。なお、本来的に、火器等をとう載し、そのもの自体が直接人の殺傷又は武力闘争の手段としての物の破壊を目的として行動する護衛艦、戦闘機、戦車のようなものは、右の武器に当たると考える。

(注)

1 「武器輸出三原則」とは、次の場合には原則として武器の輸出を認めないことを内容としている。

(1) 共産圏諸国向けの場合

(2) 国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向けの場合

(3) 国際紛争当事国又はそのおそれのある国向けの場合

したがって「三原則対象地域」とは上記(1)、(2)及び(3)の地域をいう。

2 「武器輸出三原則」上の「武器」には輸出貿易管理令別表第1に「部分品」又は「附属品」が規定されている場合は、その「部分品」又は「附属品」も含まれる。

編者注：平成3年11月の輸出貿易管理令の一部改正により、1-(3)の「第109の項」及び2-(1)の「第197の項から第205の項」は、「第1の項」に変わっております。